

バイク・軽自動車の手続きはお早めに

照会先 税務課庶務諸税係
 ☎ 23-8874
 FAX 21-2308

軽自動車税は、4月1日現在に登録されている所有者に課税されます。
 次のような場合は、登録の変更手続きが必要となりますので、下表により早めに手続きをしてください。

- ▷ バイクや軽自動車を廃棄した
- ▷ 他人から譲ってもらった
- ▷ 所有者が死亡した
- ▷ 所有者の住所が変わった

車種	手続場所	持ち物	
		廃車の場合	住所や名義変更の場合
原動機付自転車 (50cc～125cc以下のバイク) 小型特殊自動車 (フォークリフト、農耕作業用など)	市役所 税務課 ☎ 23-8874 または 各地域事務所	1 ナンバープレート 2 所有者の印鑑 3 標識交付証明書 4 窓口に来られる方の運転免許証など、本人と確認できるもの	1 ナンバープレート 2 譲渡証明書 3 所有者の印鑑(新・旧) 4 標識交付証明書 5 窓口に来られる方の運転免許証など、本人と確認できるもの (※市内転居の場合、1・2は不要)
二輪車 (125ccを超えるもの)	中部運輸局岐阜運輸支局 (岐阜市日置江2648-1) ☎ 050-5540-2053	※左記運輸支局で必要書類などをご確認のうえ、お出かけください。	
軽自動車 (三輪・四輪)	軽自動車検査協会岐阜事務所 (羽島市福寿町平方字丸池東9番1) ☎ 058-394-0232 全国軽自動車協会連合会岐阜事務所 (羽島市福寿町本郷字千代田147) ☎ 058-394-0257	※左記事務所が必要書類などをご確認のうえ、お出かけください。	

※詳しくは、手続き先にご確認ください。

ぎふ清流国体・ぎふ清流大会コーナー

ミナモピックアップ



このコーナーでは、ぎふ清流国体・ぎふ清流大会に向けての市民活動や関市国体推進課からのお知らせなど、いろいろな情報をミナモがピックアップしてお伝えします。

Vol.9 虹ヶ丘幼稚園でミナモ体操



虹ヶ丘幼稚園で年長組84人と参加していただいた保護者の皆さん、幼稚園の先生がミナモ体操をしました。

インストラクターのお姉さんの掛け声や振り付けに合わせ、きれいにそろったミナモ体操ができました。

関市では市民総参加でぎふ清流国体・ぎふ清流大会の機運を高める運動のひとつとして、ミナモダンスおよびミナモ体操の普及を図るため、キャラバン隊による「ミナモダンス・ミナモ体操出前教室」を推奨しています。

詳しくは、関市国体推進課(☎ 23-7755)までご連絡ください。



照会先 ぎふ清流国体・ぎふ清流大会関市実行委員会 ☎ 23-7755



輝けはばたけだれもが主役 2012

ぎふ清流国体
ぎふ清流大会

